

花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査
特別委員会資料

花や木に関する法律等について

目 次

1	花や木に関する主な法律	1
2	花きの振興に関する法律	2
(1)	現状及び目的	2
(2)	定義	2
(3)	基本方針等	3
(4)	国及び地方公共団体の施策	4
(5)	関係条例	5
3	都市緑地法	8
(1)	概要	8
(2)	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	9
(3)	緑地保全地域制度	9
(4)	緑化地域制度	9
(5)	緑地協定制度	10
(6)	市民緑地認定制度	10
(7)	緑地保全・緑化推進法人制度	11
4	その他の法律	12
(1)	都市公園法	12
(2)	自然公園法	13
(3)	景観法	15
(4)	自然環境保全法	16
(5)	生産緑地法	17
(6)	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	17
参考1	カーボンニュートラルに係る取組	18
(1)	カーボンニュートラルとは	18
(2)	国の主な政策	19
(3)	先進条例	20
参考2	グリーンインフラに係る取組	21
(1)	グリーンインフラとは	21
(2)	国の主な政策	22
参考文献・ウェブサイト		23

1 花や木に関する主な法律

法律	対象等
花きの振興に関する法律	花き産業 花き文化
都市緑地法	都市環境 自然環境等
都市公園法	
自然公園法	
景観法	
自然環境保全法	
生産緑地法	
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	
...	

※ 「花き」の定義については、「2 花きの振興に関する法律 (2) 定義」の項目参照 (p2)

2 花きの振興に関する法律

(1) 現状及び目的（第1条関係）

花きをめぐる現状

- 花き産業
 - ・ 農地や農業の担い手の確保を図る上で重要
 - ・ 国際競争力の強化が緊要な課題

- 花き文化
 - ・ 国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割



本法の目的

花き産業及び花き文化の振興を図り、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与

(2) 定義（第2条関係）

花き

観賞の用に供される植物

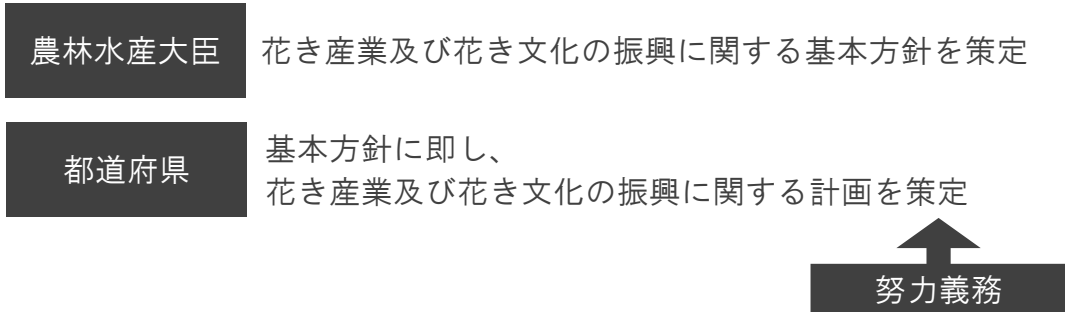
切り花類（キク、バラ、切り葉、切り枝等）、
鉢もの類（シクラメン、観葉植物、盆栽等）、
花木類（ツツジ等）、
球根類（チューリップ、ユリ等）、
花壇用苗もの類（パンジー、ペチュニア等）、
芝類、地被植物類（ササ、蔓(つる)類等）

※ 条文に明確な規定はないが、鑑賞用に仕立てをして栽培されているものに関しては、山野草及び林木も「花き」として扱うことが妥当としている（農林水産省）。

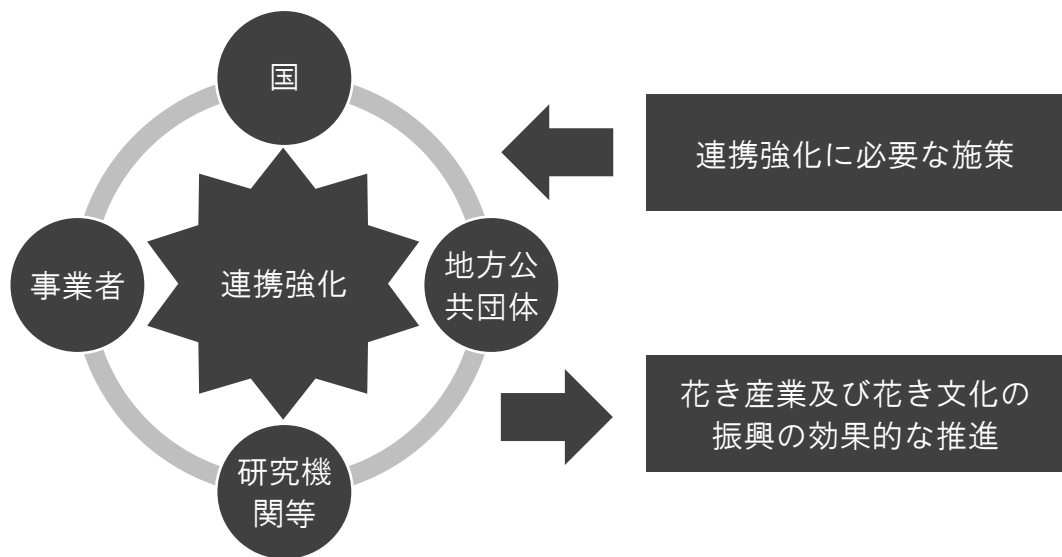
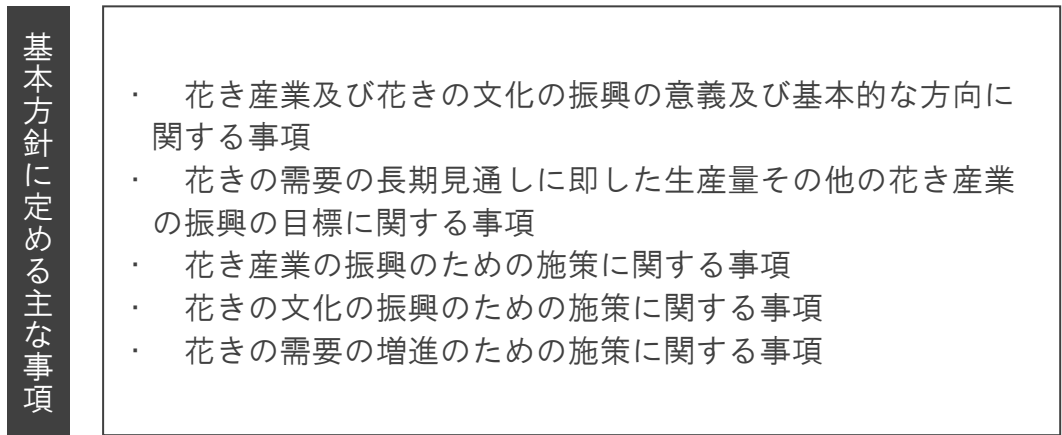
花き産業

花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

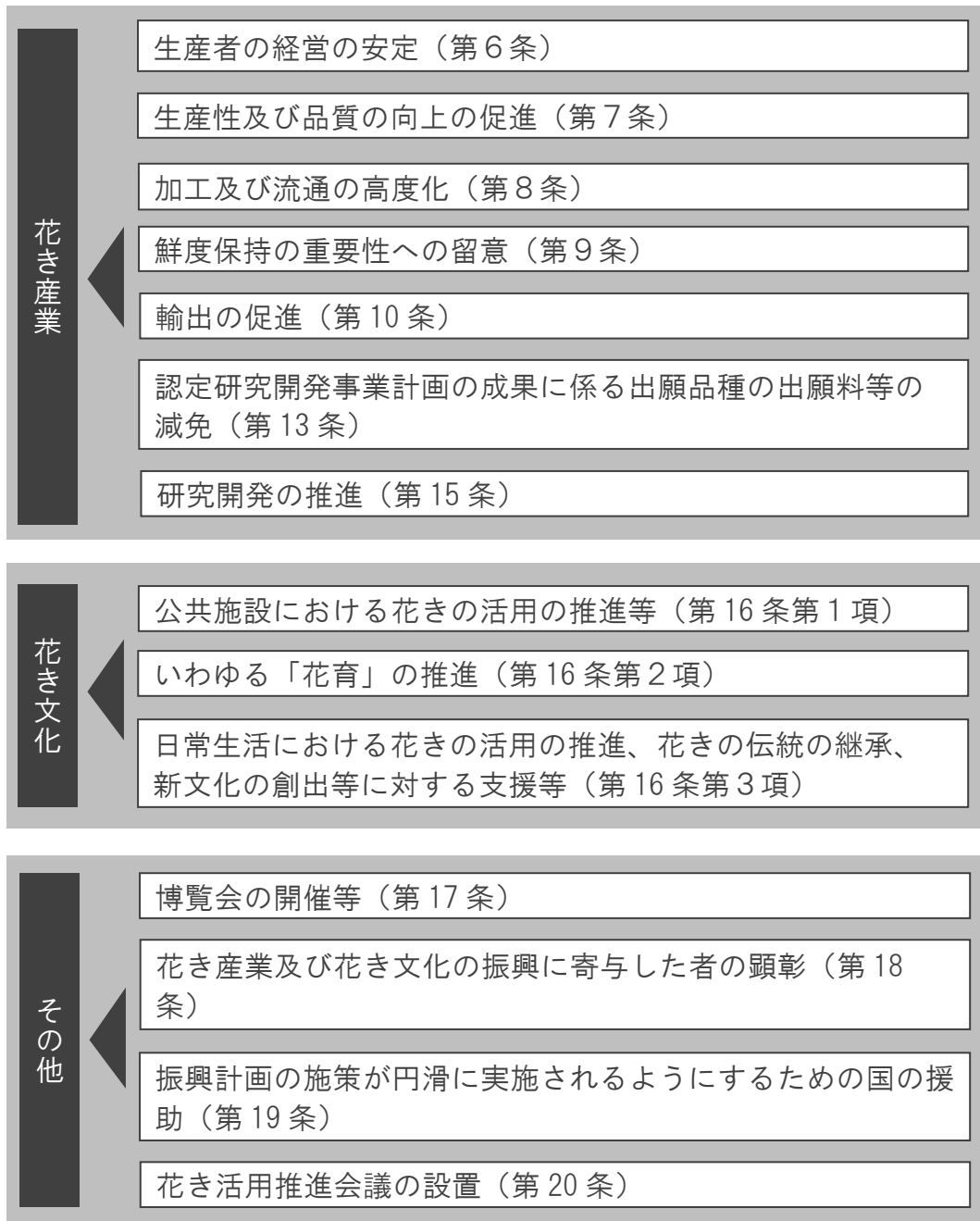
(3) 基本方針等（第3条から第5条まで関係）



※ 農林水産省によると、三重県を含む39道県で振興計画を策定、公表している（令和2年9月時点）。



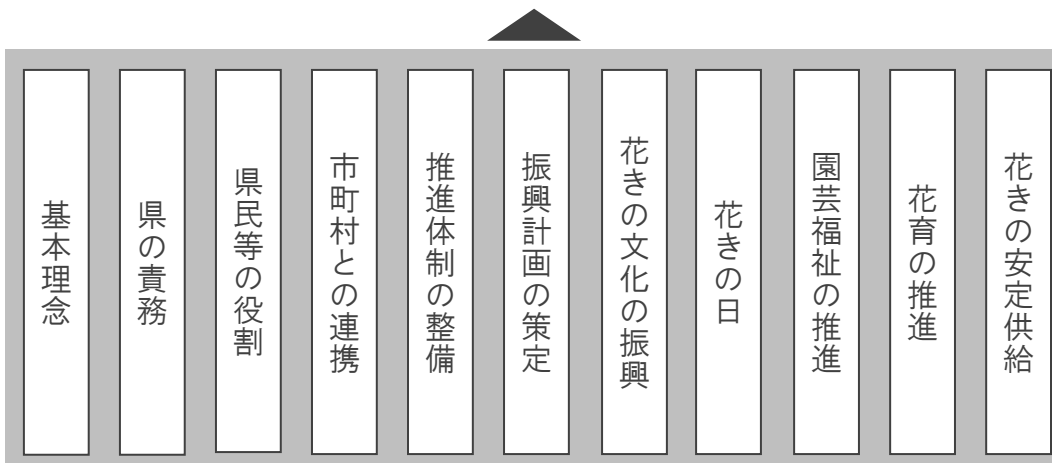
(4) 国及び地方公共団体の施策（第6条から第20条まで関係）



(5) 関係条例

岐阜県花きの振興に関する条例

目的：県民の健康で心豊かな生活の確保 / 美しい郷土づくり



※ **園芸福祉**：花きの人を癒す効用に着目し、花きを活用した心身の健康の増進、生きがいづくり等の取組のこと。

※ **花育**：花きの豊かな人間性の涵養^{かん}に資する効用に着目し、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組のこと。

(県の責務)

第四条 〔略〕

2 〔略〕

3 県は、県民が花きの効用に関する理解を深めるため、必要な情報の提供に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用するよう努めるものとする。

2 県民、事業者等は、県外からの来訪者を迎える場合においては、花きでおもてなしするよう努めるものとする。

(推進体制)

第七条 県は、花きの振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(花きの文化の振興)

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(園芸福祉の推進)

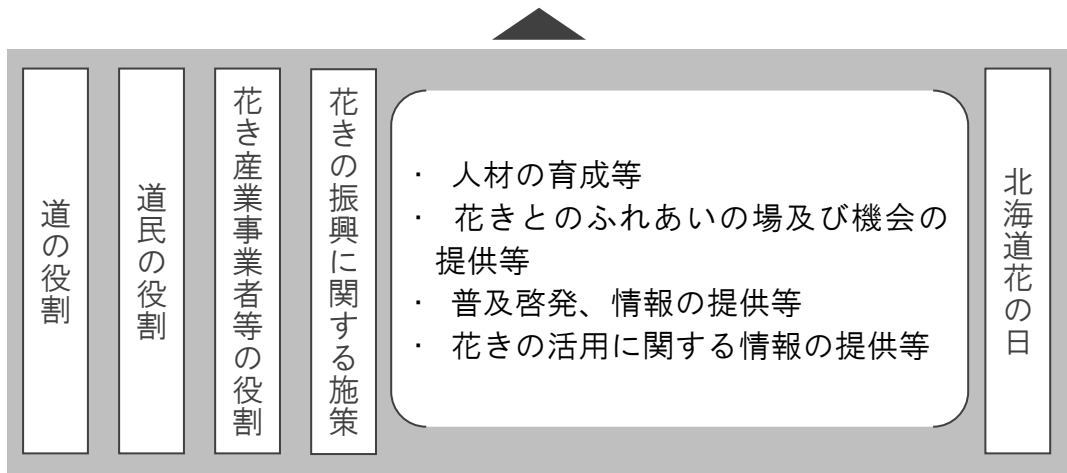
第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花育の推進)

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

北海道花きの振興に関する条例

目的：花き産業の持続的な発展 / 道民の豊かで健康な生活の実現



(道民の役割)

第4条 道民は、花きに対する理解を深め、日常の生活で花きを活用するよう努めるものとする。

2 〔略〕

(花きの振興に関する施策)

第6条 道は、花き産業事業者の安定的な生産及び流通の高度化を図るため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

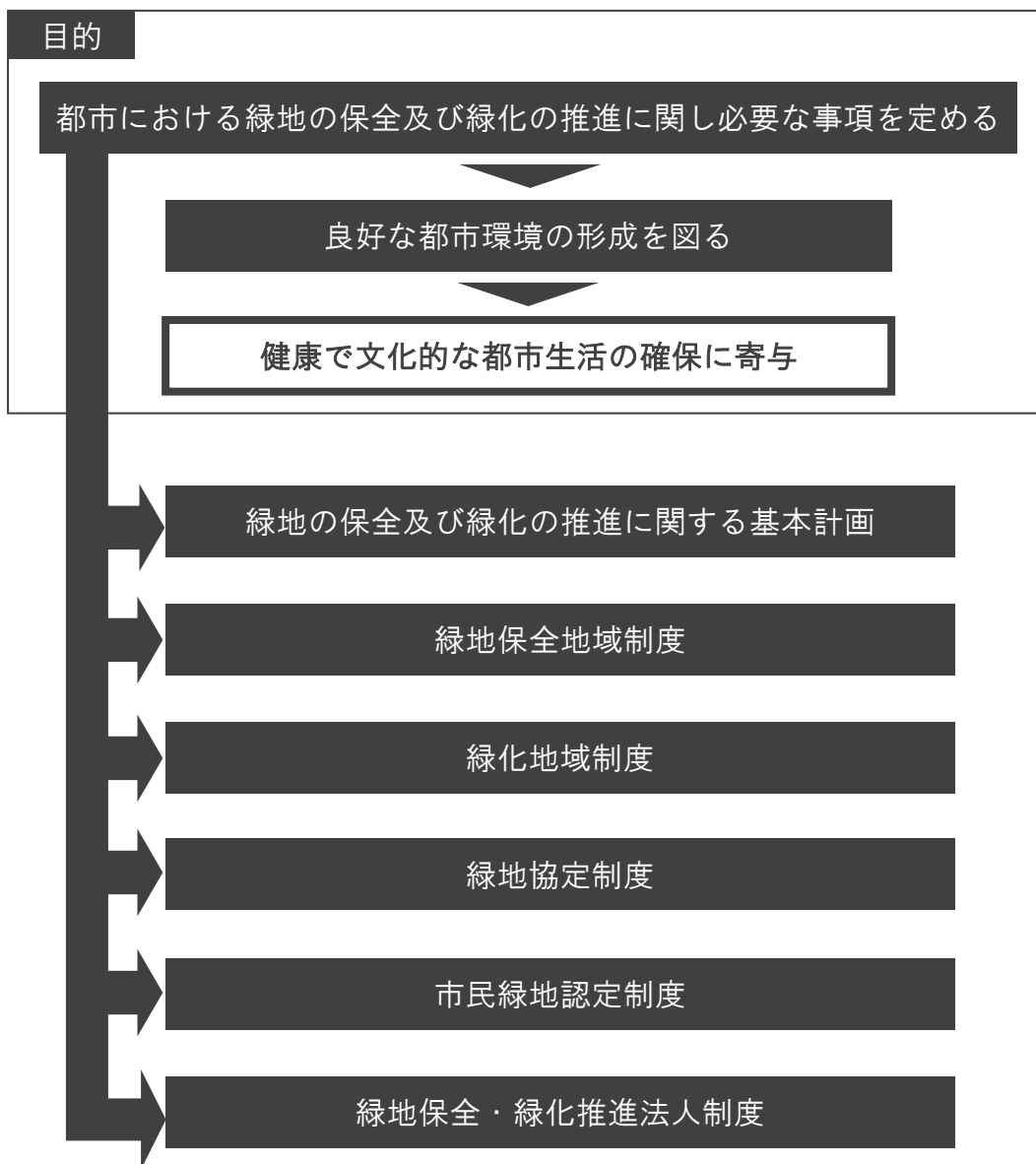
2 道は、家庭、学校、地域その他の道民の日常生活における花きを活用した取組を促進するため、花きとのふれあいの場及び機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、道民の花き及び花きの文化に対する理解を深めさせるため、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、まちづくり及び公共施設、社会福祉施設その他施設における花きを活用した取組を促進するため、花きの活用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 都市緑地法

(1) 概要

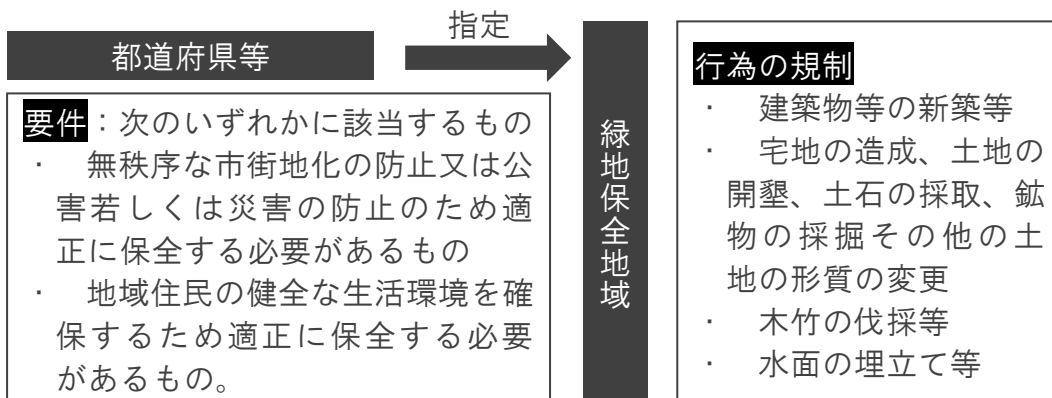


(2) 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第2章関係）

制定者	主な内容
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全及び緑化の目標 ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

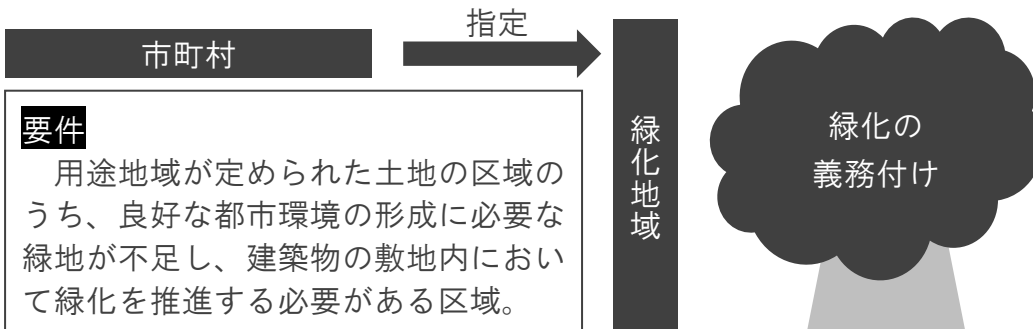
(3) 緑地保全地域制度（第3章関係）

緑地保全地域制度：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。



(4) 緑化地域制度（第4章関係）

緑化地域制度：緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。



(5) 緑地協定制度（第5章関係）

緑地協定制度：土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

全員協定（45条協定）

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。

一人協定（54条協定）

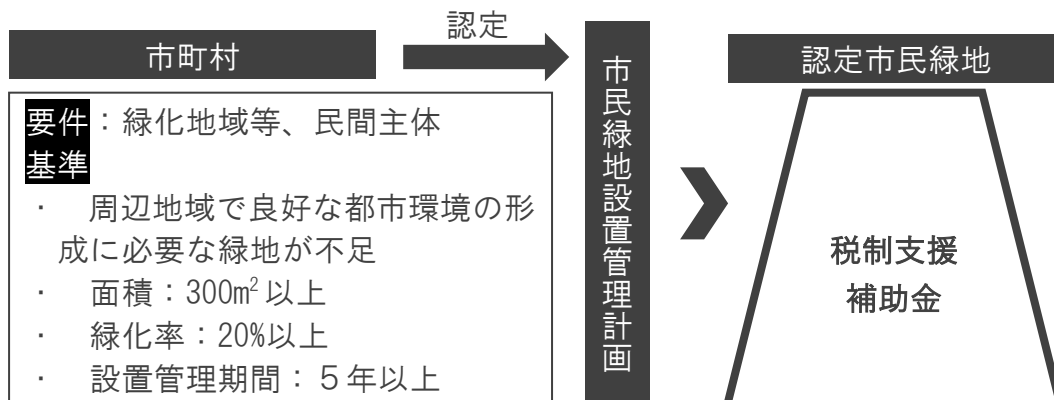
開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。

協定の主な内容

- ・ 緑地協定の目的となる土地の区域
- ・ 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
 - * 保全又は植栽する樹木等の種類
 - * 保全又は植栽する樹木等の場所
 - * 保全又は設置するかき又はさくの構造
 - * その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- ・ 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）
- ・ 緑地協定に違反した場合の措置

(6) 市民緑地認定制度（第6章関係）

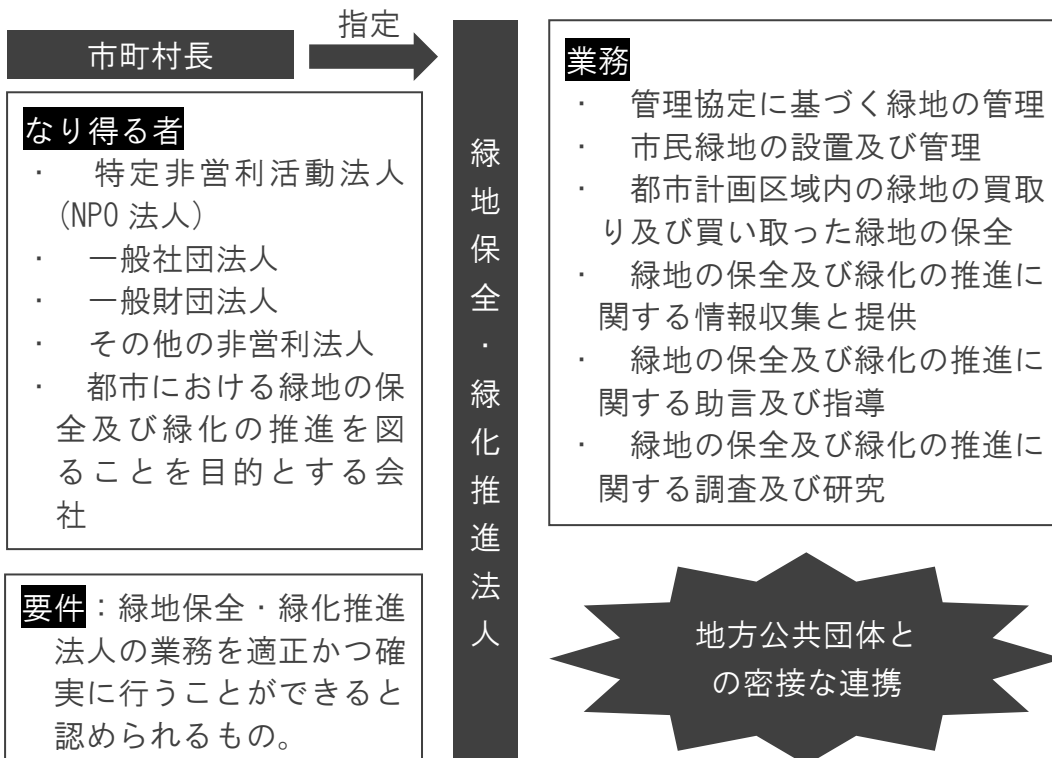
市民緑地認定制度：民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。



- 要件基準**：緑化地域等、民間主体
- ・ 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
 - ・ 面積：300m²以上
 - ・ 緑化率：20%以上
 - ・ 設置管理期間：5年以上

(7) 緑地保全・緑化推進法人制度（第7章関係）

緑地保全・緑化推進法人制度：通称みどり法人。地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組を推進することができる。



なり得る者

- ・ 特定非営利活動法人 (NPO 法人)
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ その他の非営利法人
- ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社

要件：緑地保全・緑化推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。

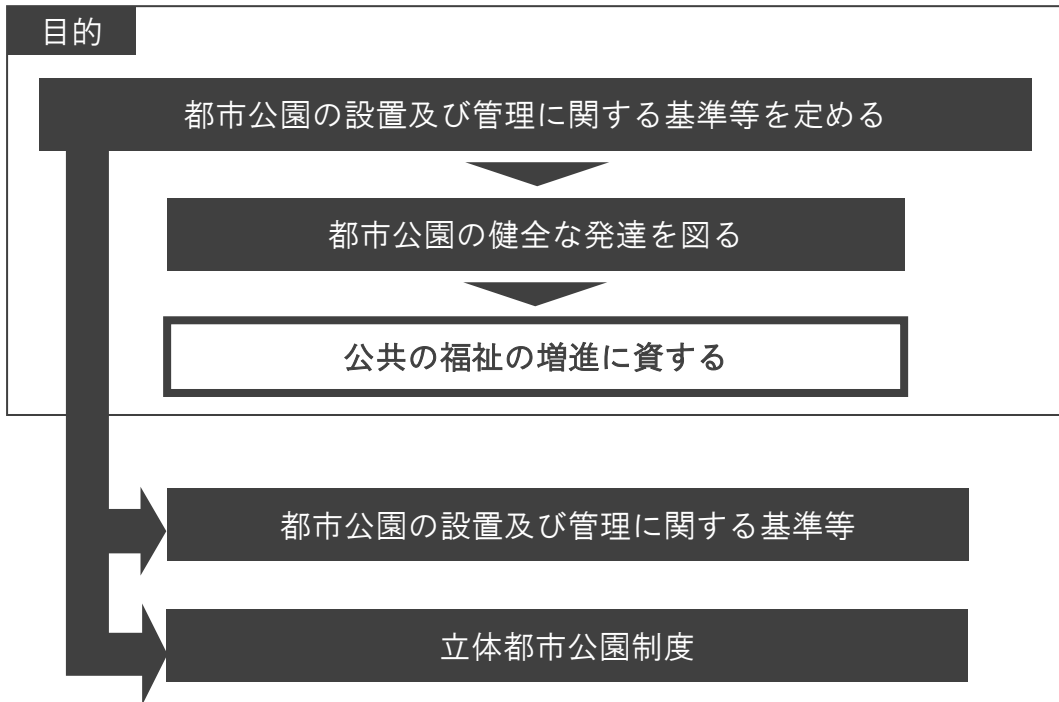
業務

- ・ 管理協定に基づく緑地の管理
- ・ 市民緑地の設置及び管理
- ・ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集と提供
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する助言及び指導
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究

地方公共団体との密接な連携

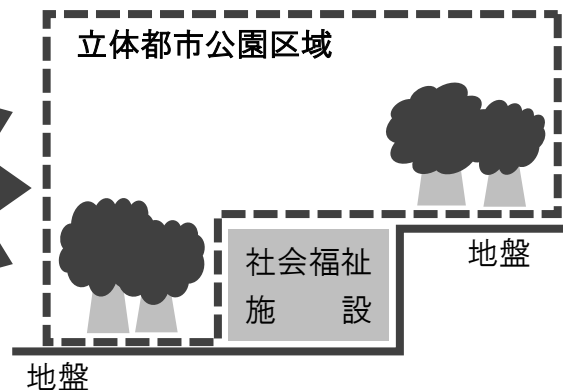
4 その他の法律

(1) 都市公園法

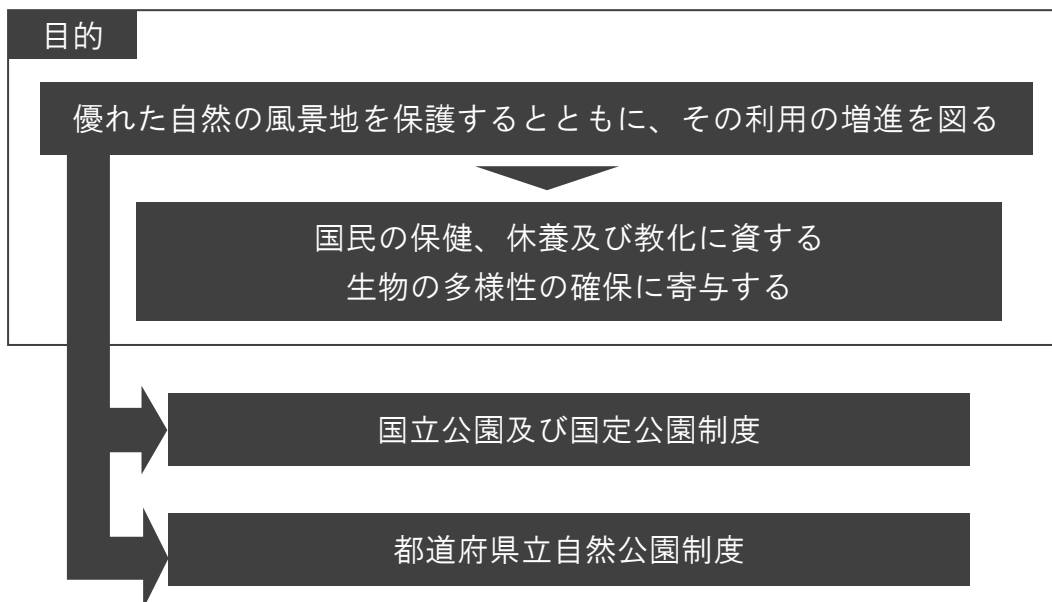


- ※ **都市公園**：人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとなる（国土交通省）。
- ※ **立体都市公園**：公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたものとする事ができる（都市公園法第20条）。

例) 立体的に都市公園の区域を定め、社会福祉施設を公園区域外に位置付けることで、当該施設と都市公園を一体的に整備していくことが可能

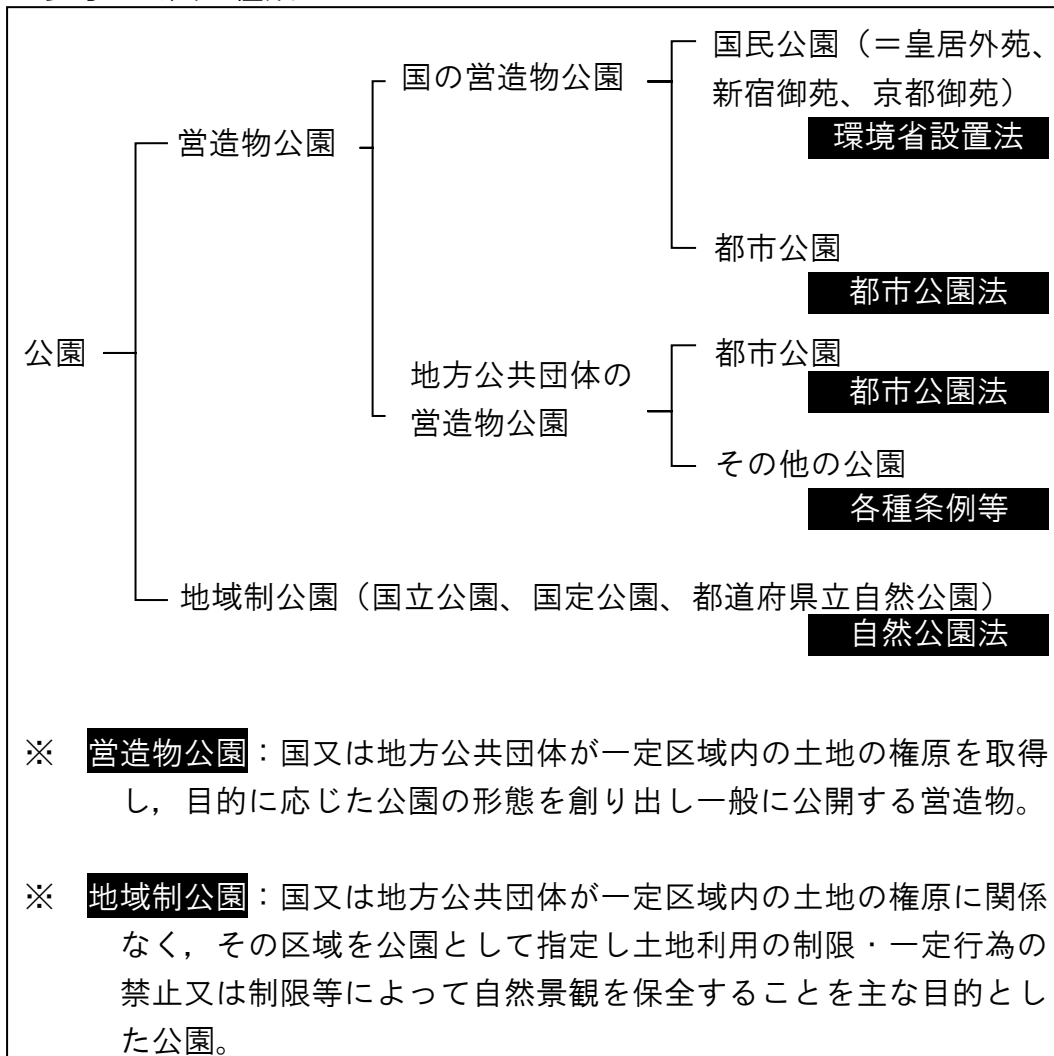


(2) 自然公園法



- ※ **国立公園**：我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（環境大臣が指定し国が管理）。
三重県の例）伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園
- ※ **国定公園**：国立公園に準ずる優れた自然の風景地（環境大臣が指定し都道府県が管理）。
三重県の例）鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園
- ※ **都道府県立自然公園**：優れた自然の風景地（都道府県が指定し都道府県が管理）。
三重県の例）水郷県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園

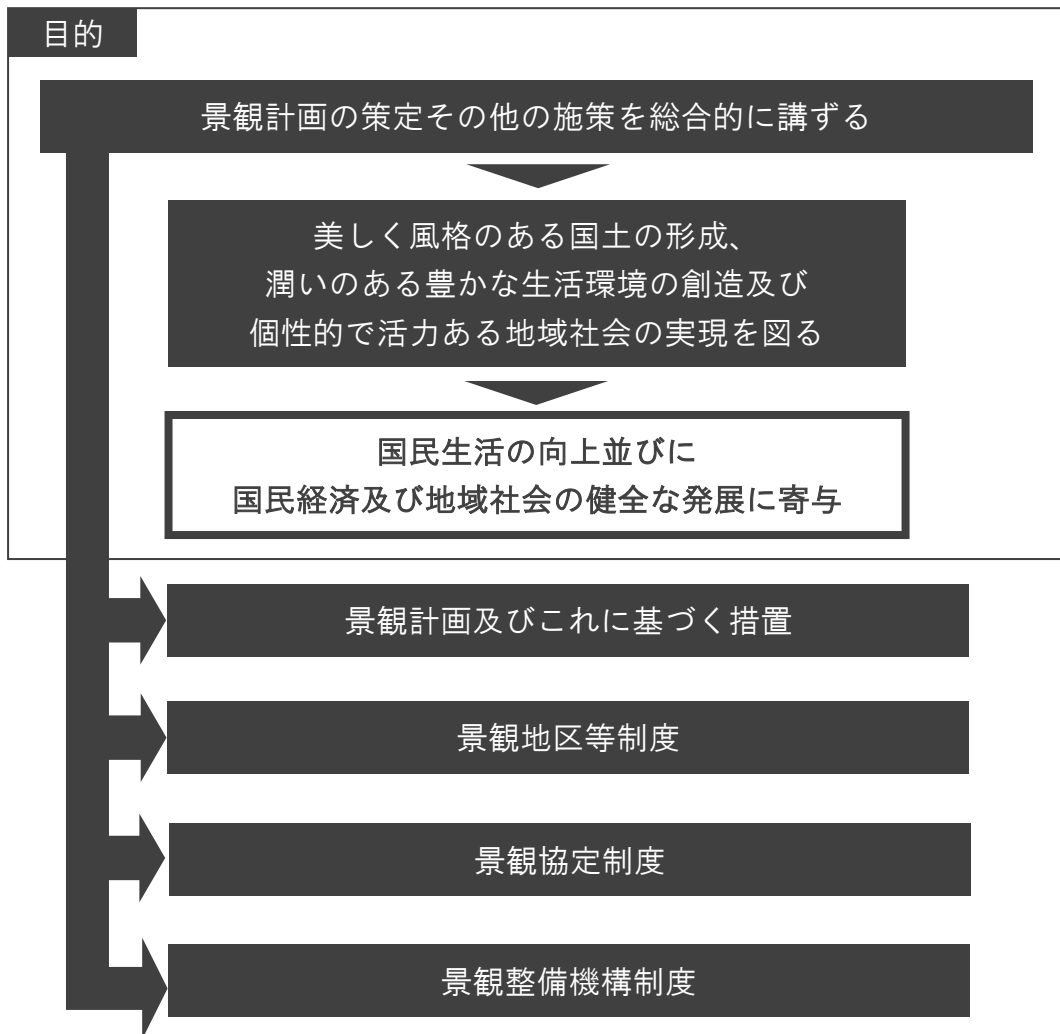
<参考：公園の種類¹>



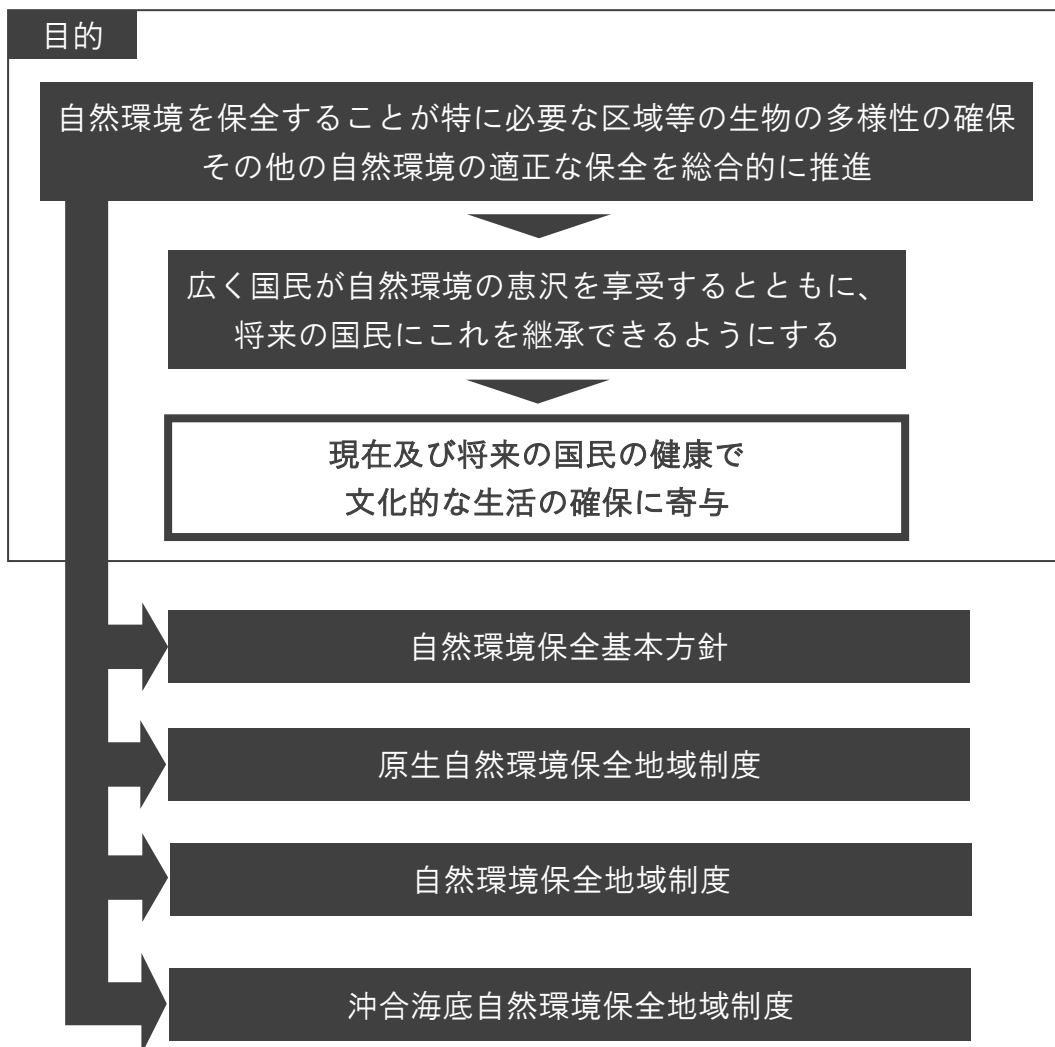
¹ 国土交通省都市局公園緑地・景観課ウェブサイト「公園とみどり（国営公園の制度の概要）」を基に作成。

https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_kokuei/seido/index.html

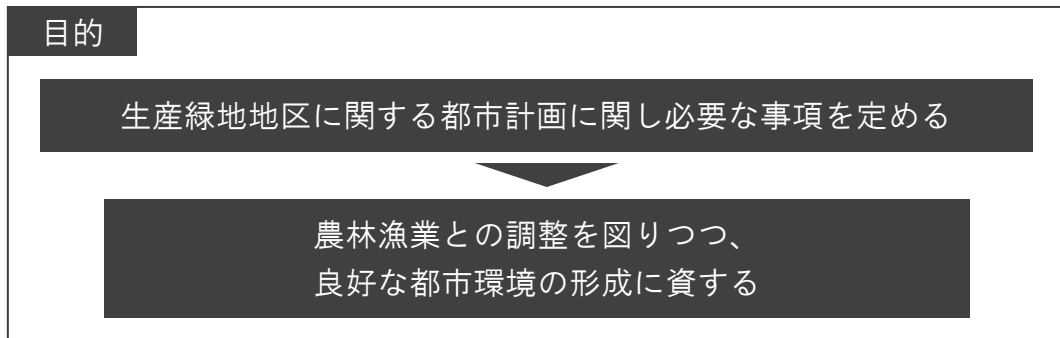
(3) 景観法



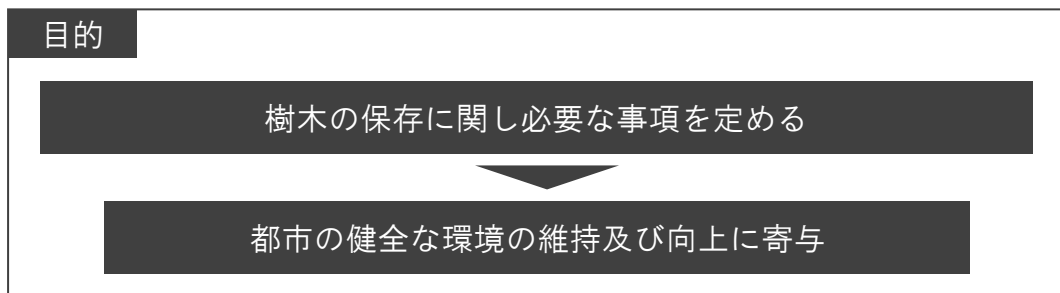
(4) 自然環境保全法



(5) 生産緑地法

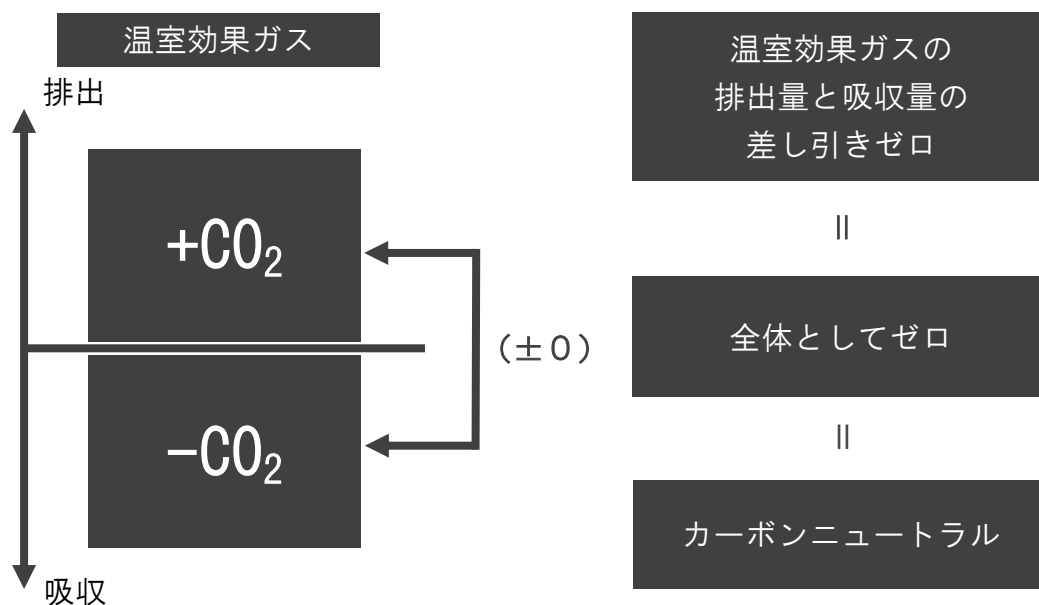


(6) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律



参考1 カーボンニュートラルに係る取組

(1) カーボンニュートラルとは



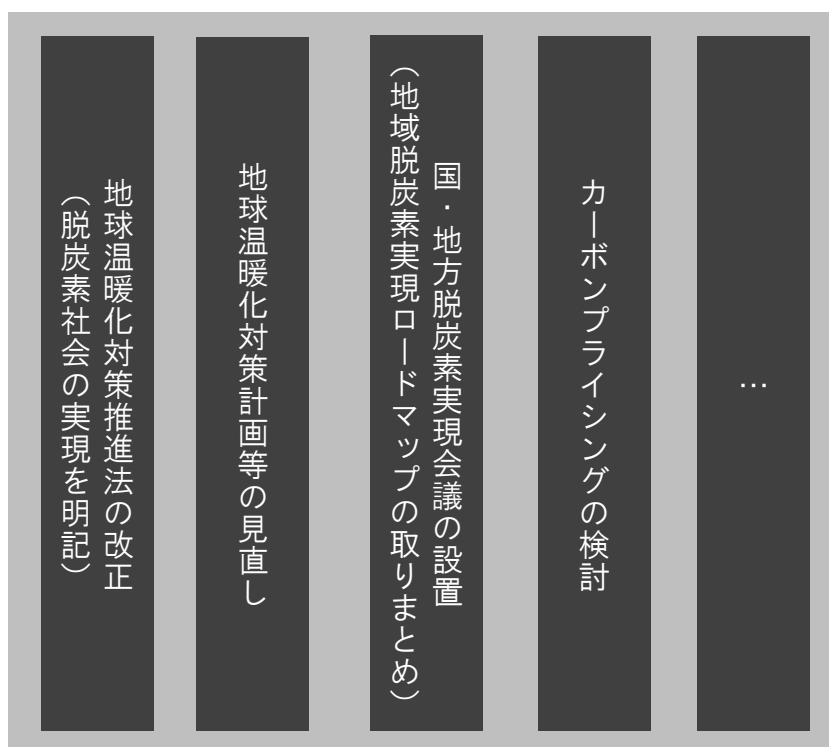
菅内閣総理大臣所信表明演説

(令和2(2020)年10月26日第203回国会)

『(…)菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと(…)]を表明。

(2) 国の主な政策

菅内閣総理大臣所信表明演説
(2020年カーボンニュートラルの実現)



- ※ **地域脱炭素実現ロードマップ**：地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの
- ※ **カーボンプライシング**：排出されるCO₂（カーボン）に価格付け（プライシング）する温暖化対策の仕組み

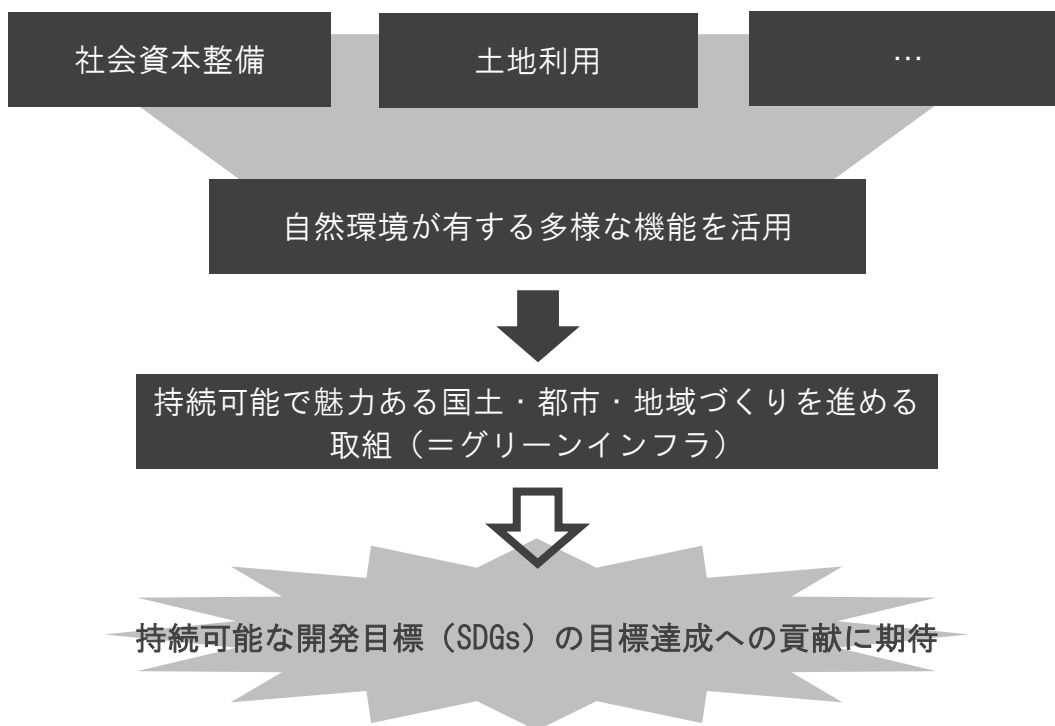
(3) 先進条例

○ 前文に脱炭素社会の実現を明記した例

都道府県	条例
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例
長野県	長野県脱炭素社会づくり条例
京都府	京都府地球温暖化対策条例
岐阜県	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

参考2 グリーンインフラに係る取組

(1) グリーンインフラとは



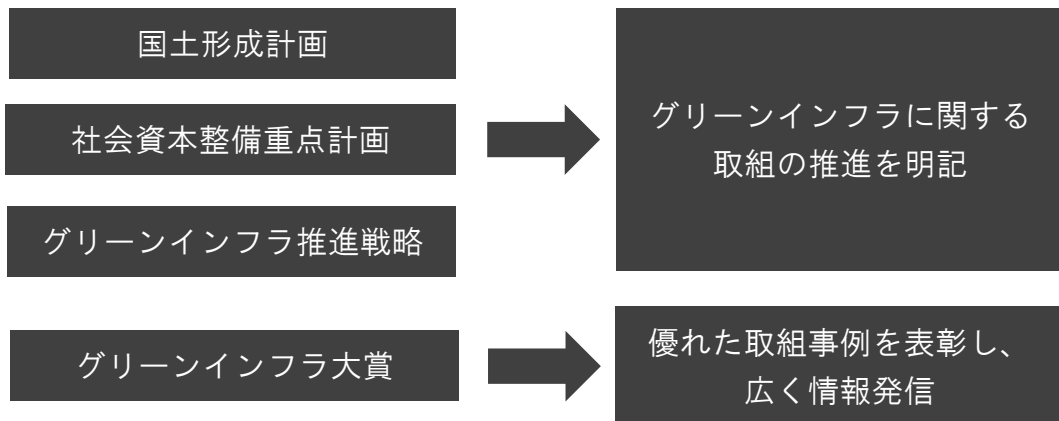
※ **グリーンインフラ導入目的の傾向**

- 米国**：社会インフラの再整備コストの縮減及び長寿命化、水質浄化
- 欧州**：生態系サービスの維持・形成を主目的に自然環境等で形成する戦略的なネットワークの形成
- 日本**：防災・減災や地域振興

※ **グリーンインフラの例**

- ・ 高層ビルの屋上緑化（雨水管理や屋根を保護する効果等）
- ・ 堤防周囲の植林（防波堤の効果等）
- ・ 街路樹の設置（木陰による夏季の猛暑対策等）
- ・ 公園の整備（生態系の維持や景観向上、ストレス緩和効果等）

(2) 国の主な政策



- ※ **国土形成計画**：国土形成計画法に基づき策定される計画であり、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画であって、土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項等に関するもの。国土形成計画には、全国計画と広域地方計画があり、現行の全国計画は、平成 27（2015）年度に閣議決定されたものである。
- ※ **社会資本整備重点計画**：社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画。現行計画である第 5 次社会資本整備重点計画は、令和 3（2021）年 5 月 28 日に閣議決定されたものであり、その期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までとしている。
- ※ **グリーンインフラ推進戦略**：昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、一部の先進事例にとどまっていたグリーンインフラの取組を社会資本整備や土地利用等を進める上での全般的な取組として普及・促進するため、有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」での議論を踏まえ、令和元（2019）年に取りまとめられたもの。
- ※ **グリーンインフラ大賞**：グリーンインフラに関する優れた取組事例を表彰し、広く情報発信することを目的に、国土交通省において令和 2 年度に創設された表彰制度である。第 1 回グリーンインフラ大賞では、「防災・減災部門」「生活空間部門」「都市空間部門」「生態系保全部門」を対象に募集が行われた。

参考文献・ウェブサイト

2 花きの振興に関する法律

農林水産省「花きの振興に関する法律の概要」

前田哲郎「産業と文化の両面から花きの振興を図る」『時の法令』第 1977 号
(朝陽会、2015)、pp. 26-34

3 都市緑地法

国土交通省「公園とみどり」(参照：2021-09-10)

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000081.html

4 その他の法律

国土交通省「都市公園法運用指針（第4版）」

参考1 カーボンニュートラル

環境省「脱炭素ポータル」(参照 2021-07-19)

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/

環境省「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて」(参照 2021-07-19)

https://www.env.go.jp/earth/2050carbon_neutral.html

経済産業省資源エネルギー庁「「カーボンニュートラル」って何ですか？（前編）～いつ、誰が実現するの？」(参照 2021-07-19)

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_neutral_01.html

経済産業省資源エネルギー庁「「カーボンニュートラル」って何ですか？（後編）～なぜ日本は実現を目指しているの？」(参照 2021-07-19)

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_neutral_02.html

一般財団法人地方自治研究機構「脱炭素社会を目指す条例と地球温暖化対策条例」(参照 2021-08-02)

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/082_Carbon_neutral.htm

参考2 グリーンインフラ

国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」(参照 2021-07-19)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000015.html

